

## 男女共同参画の推進に関する事業の基準

業務区分	業務内容
1 調査・研究	<p>(1) 県内の個人、団体、グループを対象として、起業、NPO、法人等の活動等にチャレンジしている女性の事例調査を行うこと。</p> <p>(2) 県民意識や男女が置かれた状況などについて、随時調査研究を行い、調査結果を公表し、講座等に反映させること。</p>
2 情報収集・提供	<p>(1) 男女共同参画社会の理念やジェンダーの視点の定義、男女共同参画に関する施策の実施状況や統計資料など、男女共同参画全般にかかる情報を収集し提供すること。 なお、情報提供に当たっては、年齢や世代間によって異なるニーズにも配慮しながら、さまざまな機会や媒体を活用して、情報提供を行うこと。</p> <p>(2) 情報資料室等の運営については次のとおりとすること。 ① 情報資料室 情報資料(図書、ビデオ、DVD等)を計画的に整備し、閲覧、貸し出しを行う。 ② 展示室の運営 パネル、写真、実物資料などを展示し、学習、啓発の場とすること。</p> <p>(3) 専用ホームページやSNSを活用した広報・啓発の実施 専用のホームページやFacebook、TwitterなどのSNSを通じて、男女共同参画に関する広報活動・啓発を実施するとともに、適時に内容を更新すること</p> <p>(4) 情報誌の発行 男女共同参画社会の推進に向けて、様々な情報や先進的事例などを編集した情報誌を発行すること。</p>
	<p>(1) 女性の活躍を支援するための情報収集・提供を行うとともに、ロールモデルの情報をやまなし女性の応援サイトに掲載する人材情報の基礎資料として整備し、ロールモデル本人の了解のもと県への情報提供を行うこと。 (例) ・女性のチャレンジに必要な情報 ・企業等で活躍する女性の事例、ロールモデル ・自営業に従事する女性に有益な情報 ・出産や子育て・介護等が一段落して就職を目指す女性等を対象にしたより高い資格・能力を身に付けるためのキャリアアップのための情報</p> <p>(2) (1)の情報を情報誌等に広く掲載し、情報提供を図ること。</p>
	<p>(1) 男性が主体的に家事・育児等に参画するための情報提供を行うこと。</p> <p>(2) 男性の家事・育児への参画を推進する動きを県全体に広めるため、活動事例の紹介等の情報提供を行うこと。</p>
	<p>(1) 県内において、自治会等の地域活動の運営や地域おこし、地域の課題解決に向けた実践活動等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による自主的な地域づくりを行っている先進的事例について情報提供すること。</p>
	<p>(1) 男女の健康に関する正しい知識についての情報提供を行うこと。</p> <p>(2) DVや性犯罪・性暴力の未然防止と根絶のため、SNS等を通じて「若年層の性暴力被害予防月間」や「男女共同参画推進月間」、「女性に対する暴力をなくす運動」等における広報・啓発を行うこと。</p> <p>(3) コミュニティサイトやSNSを通じた性犯罪・性暴力等の当事者にならないための広報・啓発を行い、子どもや保護者のメディア・リテラシーの向上を図ること。</p> <p>(4) 性の多様性の理解促進を図るため、広報・啓発を実施すること。</p> <p>(5) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性の生殖に関する健康と権利)の重要性を広く周知します。</p>

業務区分		業務内容
2 情報収集・提供	国際社会の理解	(1) 男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等についての情報提供を行うこと。
3 普及・啓発	共通事項	<p>○ 各事業の開催に当たっては、利用者のニーズや社会状況の変化等に対応したテーマを取り上げるなど、受講者が増加するような工夫を凝らすこと。</p> <p>○ また、形式を指定していない事業の開催に当たっては、講演、ワークショップ、ワールドカフェ、シンポジウム、パネルディスカッション、講座(セミナー)、出前講座など内容にあった形式により開催すること。</p> <p>○ センター内だけでなく、市町村施設や商業施設等での出張展示を行うなど、積極的に地域に出向き啓発を行うこと。</p> <p>○ 男女共同参画に関する県主催事業をぴゅあ3館でも実施する場合、事業実施の補助を行うこと。</p>
	男女共同参画全般	<p>(1) 家庭、地域や職場における性別役割分担意識という固定観念にとらわれた慣行が、男女共同参画の視点に立って見直され、誰もが多様な生き方を選択でき、個性・能力を発揮できるような講座を開催すること。</p> <p>(2) 県民が男女共同参画社会の理念やジェンダーの視点の定義について正しい理解を深められるような普及・啓発事業を行うこと。</p>
	女性の活躍支援	<p>(1) 女性のキャリアアップのための学習機会を提供すること。</p> <p>(2) 女性のチャレンジに必要な学習機会を提供するため、社会で活躍している女性を招いて意見交換等を行うチャレンジシンポジウム(セミナー)を開催すること。</p> <p>(3) 民間企業や市町村等における女性の管理職・役員等への登用を促進するため、企業・市町村等の管理職や管理職候補者への人材育成の講座等を開催すること。</p> <p>(4) 女性の起業を支援するため、起業家の団体などと連携し、起業を希望する女性への学習機会を提供すること。</p> <p>(5) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の内容や女性の視点を政治に反映させることの意義などを広報・啓発し、女性の政治参画に向けて必要な知見を提供する研修会や啓発講演会を開催すること。</p> <p>(6) 様々な業種の女性と業務上の悩みや苦勞などの情報を共有する交流会を開催すること。</p>
	家庭における男女共同参画の推進	<p>(1) 男性の家事・育児・介護等への参画を推進するために、企業等の経営者や管理職等の理解を深めるための啓発事業を行うこと。</p> <p>(2) 男性が抱えている家事・育児・介護等に対する固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発事業を行うこと。</p>

業務区分	業務内容	
3 普及・啓発	地域における実践活動の支援	<p>(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災意識を身に付けるための学習機会を提供すること。</p> <p>(2) 地域における課題解決や実践的活動を促進するための学習機会を提供すること。</p> <p>(3) 市町村男女共同参画推進委員のスキルアップにつなげるための学習機会を提供すること。</p> <p>(4) 自治会などの地域活動への女性の参画を推進するための講座等を開催すること。</p>
	教育・学習の充実	<p>(1) 県民一人ひとりの男女共同参画に関する理解が深まるよう、積極的に情報収集・発信し、幅広い層に多様な講座を行うなど、学習機会を提供すること。</p> <p>(2) 男女共同参画について正しく理解ができるよう、子どもの発達段階に応じた内容で児童、生徒への普及・意識啓発事業を行うこと。</p> <p>(3) 保育者を対象とした研修の場や保護者会等に出向き、保育者や保護者へ男女共同参画の普及・意識啓発事業を行うこと。</p> <p>(4) 教職員が自らの固定的性別役割分担意識に気づき、男女共同参画の必要性を正しく理解し、学校等において率先して男女平等の視点で学校運営ができるよう、総合教育センターと連携した教職員に対する研修を実施すること。</p> <p>(5) オンライン講座を充実させ、オンライン講座の受講方法が分からない方が受講を諦めることのないよう、必要なサポートを行うこと。</p>
	多様な人々の支援	<p>(1) 障害者や高齢者、外国人・性的少数者など多様な人々が快適に暮らせるまちづくりを進めるため、ダイバーシティや共生社会の考え方の普及・啓発事業を行うこと。</p>
	WLBの推進	<p>(1) 働き方改革を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組むため、企業における管理職や従業員の意識を変えるための普及・啓発事業を行うこと。</p> <p>(2) ワーク・ライフ・バランスの必要性について、あらゆる世代に向けた普及・啓発事業を行うこと。</p>
	男女の人権と健康支援	<p>(1) 女性に対する暴力、配偶者等からの暴力を許さない社会意識を醸成するための普及・啓発事業を行うこと。</p> <p>(2) 誰もが職場や学校、家庭、地域などのあらゆる場においてハラスメントに遭わない安心な暮らしができるよう、防止に向けた普及・啓発事業を行うこと。</p> <p>(3) 生涯を通じて男女の健康を保持するための学習機会を提供すること。</p> <p>(4) 妊娠や出産にかかる様々な不安を解消し、女性が安心して子どもを産み育てることのできるよう、各種講座を開催すること。</p>
	国際社会の理解	<p>(1) 男女共同参画についての国際的な規範・基準等に関する普及・啓発事業を行うこと。</p>

業務区分		業務内容
4 交流促進	男女共同参画全般	(1) 各拠点において開催される、意見交換(県の施策、ぴゅあの講座等)やフリートークを行う交流サロンの運営に主体的に協力し、サロンで出された意見や課題の解決に向けて、センター事業の組み立てを行うこと。
	家庭における男女共同参画の推進	(1) 男性個人や男性グループのネットワークづくりなどの活動支援を行うこと。 (2) 家庭間の交流やネットワークづくりを促進するための事業を行うこと。
	地域における実践活動の支援	(1) 地域において課題解決や実践的活動を行っている団体、市町村、関係機関などの間の交流を促進する事業を行うこと。
	男女共同参画に関する団体支援	(1) 団体相互の情報交換やネットワークづくりを支援すること。 (2) 男女共同参画に関する団体の行う活動内容を、ホームページ等で紹介すること。
	出前講座	(1) 県民、地域、自治会、市町村、団体、企業、学校等からの要望に基づき、要望に適した内容の講座を出張して行うこと。なお、出前講座の開催にかかる経費の一部は要望する者の負担とする。
	市民企画講座	(1) 県民に開催を希望する講座、ワークショップなどを募り、内容等を検討の上、その企画講座をセンター事業として実施すること。なお、経費はすべてセンターの予算とする。
	フェスティバル	(1) 女性団体やセンター利用者等、男女及び世代を問わない多くの人々が参加し、日頃の活動の成果を発表し合い、互いに学習と交流を深めるフェスティバルを開催すること。
5 相談対応	地域における実践活動の支援	(1) 地域における課題解決や実践的活動への取り組みようとする者、団体からの相談に対応し、専門人材を活用した課題の解決に取り組むこと。
	男女の人権と健康支援	(1) 女性総合相談窓口を開設すること。 (2) 男性総合相談窓口を開設すること。 (3) 配偶者からの暴力に関する相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)を開設すること。 (4) DV被害者が躊躇せず相談でき、必要な支援が受けられるよう、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ること  業務内容については別紙「相談業務に関する基準」による。
6 人材の発掘・育成	女性の活躍支援	(1) 女性のキャリアアップのための学習機会を提供すること。(再掲)  (2) 女性のチャレンジに必要な学習機会を提供すること。なお、活躍している女性を招いて意見交換等を行うチャレンジシンポジウム(セミナー)をぴゅあ総合またはぴゅあ峡南で年1回以上、ぴゅあ富士で年1回以上開催すること。(再掲)  (3) 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、女性の人材育成及び管理職への登用促進のための人材育成の講座等を開催するとともに、人材のネットワーク化に取り組むこと。
	地域における実践活動の支援	(1) 地域における課題解決や実践的活動を促進するための学習機会を提供すること。(再掲)

業務区分	業務内容
7 センターの運営	<p>(1) センターの運営について外部の者の意見を聞くため、山梨県立男女共同参画推進センター運営協議会を設置し、意見等については早期に運営に反映すること。また、運営協議会の委員に対し、事業の周知を行うなど、日頃から連携を図ること。</p> <p>(2) センターが実施する事業については、受講者、参加者にアンケート調査を実施し、満足度、改善点等を把握し、翌年度の事業計画に反映すること。</p>